

平成18年7月19日（水）

# 第11回企業会計審議会 企画調整部会会議録

於 共用第一特別会議室  
(中央合同庁舎第四号館11階)

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○加古部会長 定刻でございますので、だいたい前から企業会計審議会企画調整部会の第11回の会合を開催したいと思います。

本日は、皆様、ご多忙のところご参加頂きまして誠にありがとうございます。

私は、企業会計審議会の会長及び企画調整部会の部会長を兼任させて頂いております加古でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、新メンバーでは最初の会合となりますので、ここで事務局から委員及び事務局の方々のご紹介を頂戴したいと思います。

お手元に名簿をお配りしてあると思いますので、ご参照頂きたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは私の方からご紹介をさせて頂きたいと思います。

配席の順にご紹介をさせて頂きたいと思います。

まず安藤委員でございます。

岩原委員でございます。

大日方委員でございます。

川村委員でございます。

久保田委員でございます。

小宮山委員でございます。

斎藤委員でございます。

辻山委員でございます。

永井委員でございます。

平松委員でございます。

八木委員でございます。

弥永委員でございます。

それから、幹事としてご参加頂いております、法務省の相澤大臣官房参事官でございます。

このほか、委員として黒川委員、柴田委員、島崎委員、長友委員、遠藤委員、篠原委員、藤沼委員、森委員にもメンバーになって頂いておりますけれども、本日は残念ながら欠席となっております。

引き続きまして、事務局側のメンバーをご紹介させて頂きたいと思います。

中央から、皆様の方から左側の方から、五味長官でございます。

それから総務企画局長の三國谷でございます。

式部審議官。

細溝審議官。

知原参事官。

仁木公認会計士・監査審査会審査検査室長。

それから、こちら側でございますが、私、企業開示課長の池田でございます。

それから企業開示課の黒澤企画官でございます。

それから同じく企業開示課の横山企画調整官。

以上、事務局のご紹介とさせていただきます。

○加古部会長 ありがとうございます。

本日は、五味長官がご出席でございます。

五味長官からご挨拶を頂きたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

○五味長官 着席で失礼いたします。

企業会計審議会企画調整部会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

経済活動の国際化が進展する中で、昨今、会計基準をめぐる国際的なコンバージェンスの流れが一層加速化の様相を呈してきております。もとより、この会計基準と申しますのは、資本市場の重要なインフラの一つでございます。金融資本市場への信認を確保して、その活性化を図るということのためには、会計基準に対する国際的な信認の確保というのが不可欠だと考えております。

このため金融庁といたしましては、会計基準をめぐる国際的な動向というのを踏まえまして、会計基準のコンバージェンスに向けた今後の対応のあり方などについて、改めて検討していく必要があると考えております。

こうした問題意識に基づきまして、政府全体の取り組みといたしましても、去る7月7日に閣議決定をされました経済財政運営と構造改革の基本方針、いわゆる骨太の方針でございますが、この中で平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収れんの推進を図ると、このように閣議決定の中でうたわれているところでございます。

こうした背景のもとで、今般、企業会計審議会企画調整部会、これを開催をいたしまして、皆様方に最近の動向等についてのご説明を申し上げますとともに、会計基準のコンバージェンスに向けた今後の対応のあり方などについて、幅広い観点から忌憚のないご意見を頂戴したいと、こう考えておるわけでございます。

以上、お願いとあわせましてご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○加古部会長 ありがとうございます。

それでは次に、企画調整部会の議事運営に関する事項につきまして確認させていただきたいと思っています。

お手元にお配りしております席上配付資料1をご覧頂きたいと思いますが、こちらは企業会計審議会議事規則でございますが、当部会の会議につきまして、部会に諮った上で、公開することができるということとされているわけでございます。

本日の部会も公開することといたしたいと存じますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきます。

次に、会議の議事録についてですが、これは会議の都度作成する。そして公表するということになってございます。

また、そのほか会議の都度、事務局の方で議事要旨を作成いたしまして、会議後、速やかに公表することとしているわけでございます。今後もこのようにして取りまとめました議事録、議事要旨については、私、部会長にご一任頂きまして取りまとめをさせて頂いて公表していくという方向にいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、会計基準をめぐる国際的な動向等につきまして、事務局の方からご説明を頂きます。どうぞよろしくお願いたします。

○黒澤企画官 企画官の黒澤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私の方から20分ほどお時間を頂きまして、会計基準をめぐる国際的な動向などについてご説明申し上げます。資料2というのをお配りしておりますが、これに基づきまして、大きく分けまして3点、我が国の会計基準のこれまでの動向、それから会計基準のコンバージェンスの動向、それから3点目、資本市場当局がどのような動きをしているかという点について、追ってご説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、会計基準の経緯ということでございますが、皆様方ご存じ

のとおり、1990年代後半以降、いわゆる会計ビッグバンと言われる方もおられますが、国際的な動向を踏まえつつ、各種会計基準の見直しが矢継ぎ早に行われてきております。

その結果、2ページにもございますように、我が国の現在の会計基準は極めて高品質であると同時に、国際的に見ましても、一部差異は残しておりますけれども、全体として整合性のあるものとなりつつあるというように私どもは認識させて頂いております。

2ページの表は、各基準の相違を色分けで示したものです。黄色の部分が非常に多いということは、見てとれるかと思えます。

このような形で、日本は会計基準を整備してまいっておるわけでございますが、国際的な動きに目を転じますと、次の3ページでございますが、会計基準のコンバージェンスの動きは、より一層周りでは実は加速しているのではないかと思われる状況でございます。

特に、右下の方にあります国際会計基準、ここら辺を中心に動きがかなり活発化していると。国際会計基準は、この「採用」という矢印でEUに引っ張っておりますが、EU25カ国を含め、言われるところでは世界で100カ国近くが採用ないしは、これを容認しているということのようでございます。カナダも5年後には採用予定の方針と伺っております。

このような中で、ほかの国、日本、アメリカなども、採用しないまでもコンバージェンスという形で、これを意識した会計基準の整備を行ってきているというところがございます。

米国におきましては、米国のFASBと、国際会計基準審議会（IASB）が、2002年のいわゆるノーウォーク合意をして以来、精力的にコンバージェンスの議論を進めているようでして、本年2月、ご存じのとおり、具体的なコンバージェンス項目を盛り込んだ、いわゆるMOUを策定、発表いたしております。

次のページをご覧ください。

これは頭の整理ということでございますが、日、米、EU、いわゆる三極の状況ですが、会計基準がそれぞれ異なったものを使っております。それぞれに対応した形で、民間の会計基準、設定主体がございまして、その間でコンバージェンスあるいは定期協議という意見交換が行われているものと認識しております。

これとは異なる次元で、証券当局間においても、会計基準の相互承認ないしは同等性評価という形の動きが見られるということが示されておるということでございます。

こういった状況のもとで、先ほどのお話に戻りますけれども、5ページですが、IASBとFASBとの間では、いわゆるMOUが2月に締結されております。

ポイントは、真ん中あたりの「・」ですけれども、いわゆる短期コンバージェンス項目につ

いては、2008年までに重要な差異を解消させると。その他の項目についても、2008年までに計測可能な進捗を達成することという形の計画になっております。

次のページは具体的な計画の対象となっているプロジェクトが記載されているものでございます。

このような会計基準設定主体間のコンバージェンスの動きを踏まえる形で、当局——これは3番目のポイントですが——におきましてもさまざまな動きが見られております。特にアメリカのSEC、これは先ほどのFASBとIASBとのコンバージェンスの動きと、いわば連動する形で、ロードマップというものを昨年4月に発表しております。これは2002年以降のコンバージェンスを踏まえて、いずれ国際会計基準の使用を米国市場内でも認めるという方向での構想をあらわしたものであります。

いろいろ段階を経る必要がありますが、最後のところ、右下の方ですが、2009年、それ以前の可能性もあると括弧でくくっておりますが、SECスタッフは国際会計基準と米国基準の調整要求をやめることを委員会に提案するか否か、また提案する場合、その時期について決断すると、こういう道筋が示されているということでございます。

他方EUにおきましては、次のページでございますが、これもまたアメリカと対応する形になるんですけども、いわゆる今度は同等性評価という動きが見られております。

8ページの表は、左側に日本の会計基準をめぐる動き、右側にEUの動きを整理しておるのでございますが、若干複雑で恐縮です。

EUにおきましては、ここにごございますように、2005年、EU域内で上場するEUの企業に対しては国際会計基準を既に義務づけを開始いたしております。第三国企業、日本も含めですが、こういったものについてもIFRSないしはこれと同等の基準を義務づけるという方針のもとで、いわゆる同等性評価の作業を2004年6月に開始しております。その過程で、2005年7月にCESRが会計基準の同等性評価に関する技術的な助言を公表いたしております。この中で、皆様方ご存じのとおり、日本基準、米国基準、カナダ基準は国際会計基準と全体としては同等であるが、若干の補正措置が必要であるという勧告がなされているというところでございます。

こういったことを踏まえまして、本来であれば今年中に結論を出して、2007年1月から同等性評価に基づく施行だったんですが、これにつきまして去る4月、2年間延長する提案がEU委員会より出されております。これに基づきますと、開始の時期が2007年から2009年まで2年間延期されるということでございます。

しかしながら、この2年間、EUとしてはただ漫然と見ているということではなくて、モニタリングをするということが、今回の提案に盛り込まれています。

具体的には次の9ページに、今回のEU委員会の提案のポイントをまとめさせて頂いておりますが、真ん中あたりの黒丸のところは2年間延ばすという趣旨のことが書かれております。下の方の黒丸なんですけれども、日本、米国、カナダの会計基準とのコンバージェンス、進捗の程度について、欧州委員会が注意深くモニタリングすると。更に、そのプロセスが満足に進展していない場合は直ちに報告すると。

更に、遅くとも2008年4月1日までにコンバージェンスの進展及び欧州企業に適用されている調整措置の解消の進展について、欧州委員会から欧州証券委員会ないしは欧州議会に報告書が提出されると、こういう義務づけを書き込んだ提案が現在審議されているということがございます。

以下、11ページまでその内容、実際の提案内容の和訳、仮訳をつけさせて頂いております。

このような提案が去る4月に出ましたので、私ども当局といたしましては、先月末、2週間ほど前に、ここにおります式部審議官と欧州委員会の方に訪れまして、非公式に意見交換をさせて頂きました。

ポイントを4点ほど紹介させて頂きます。

第1点は、欧州委員会が現在審議しているこの提案につきましては、恐らくこれが最終的に決定されるのは夏休みを挟んで9月以降じゃないかということをおっしゃっていました。ただ、方向としては大きな異論はないので、この方向になるのではないかとコメントがありました。

2点目ですが、今後、EUといたしましては、この提案にありますように、特に対日関係ではコンバージェンスの進捗状況をモニターして、その報告書を2008年4月までに出不ないといけないと言っている。したがって、実質的には2008年初めごろが評価のポイントになるということでした。

それから3点目のポイントとしては、コンバージェンスをモニターするんですが、EUだけでやるというわけにもいきませんので、ここは日本当局と共同してやるということも考えたいということでした。

それから4点目、これが実際大事なことだと思いますけれども、では、具体的に何をモニターするのかということなんですが、彼らの意向といたしましては、CESRが指摘したいいわゆる26項目を中心に、これがコンバージェンスがどこまで進むかというのをモニターしたいということをおっしゃっていました。逆に言えば、これからIASBが設定する可能性のある新しい基

準のようなものは、当面はこのモニターの作業は入らないということでございます。この26項目を整理し直したのは、次の12ページにございますが、これがあるということです。

これで、26項目全てを2008年1月ごろまでに完全にコンバージェンスするのかというと、そこまではEUとしても求めていないと。ただ、もちろん何らかの着手ぐらいはしてほしいと。その上で、なるべく前倒して優先的な対応を期待している項目もあるということで、それは何かという議論になりまして、それはこのCESRの整理に従って、より重大な補正措置が要求されている項目、この12ページでいいますと、上の方の補完計算書が求められているような項目や定量的な開示が求められているような項目、この辺を中心に優先的な対応をEUとしては期待しているということがございました。

以上4点が、EUサイドから我々が受け取ったコメントでございます。

次のページは、先ほど長官の方からご紹介ございましたが、いわゆる骨太の方針におきまして、真ん中の方ですけれども、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。

わかりにくいですが、平成21年に対応するのは2009年ということと、会計基準の国際的な収斂が、いわゆるコンバージェンスということですので、このEUの同等性評価をある程度意識した一文であるということが見てとれるかと思えます。

以上が事実関係のご説明ということですが、一応このような状況を踏まえまして、幾つか論点があるかと思えますので、私の方から幾つかご紹介させて頂きたいと思えます。

恐らく3つぐらい論点としてあるのかなと思えます。

1つは、このような一般的な国際的なコンバージェンスの加速化に対して、我が国としてどう対応すべきかという基本スタンスの問題。それから2点目は、より具体的にEUが2008年までコンバージェンスをモニターするという方針ですので、これに対して具体的に我が国としてどのような手順でこれに対応していくべきかと。また、EUとあわせて大きな資本市場であります米国サイドと日本はどのような対応をしていくべきかというような点もあわせたらどうかと思えます。それから3つ目は、そのような具体的な手順の一環かもしれませんが、いわゆる体制面の問題。このような国際的な会計ルールづくりが進んでいる中で、我が国としてどのようにこういうところに積極的に参画していけるのかと。そのためには、もちろん人材の確保、育成ということが必要になろうかと思えますが、その点についてどう考えていくべきかという、これ以外にもあろうかと思えますが、この3つが大きな論点であるのかなと思っております。

第1点につきまして、若干補足的に申し上げましたコンバージェンスに向けて、加速化に向



けた我が国の基本スタンスですが、基本的には先ほど来申し上げておりますように、会計基準というのは、市場の最も重要なインフラの一つということでございます。内外の市場、取引は一体化しているということを考えますと、内外の投資家、こういった面を意識したインフラ整備が必要ということで、高品質かつ国際的にも整合的な会計基準の整備が必要ではなからうかという問題意識です。

あわせて、より具体的には、我が国企業が外国に出て資金調達しておりますが、その際には日本会計基準というものは外国で受け入れられるようになるということとはとても大事ではないか。また、全体的に会計基準のコンバージェンスが進んでいる中、我が国はこれにきちっと対応していくといえますか、それと同じようなスピードで進んでいくということは、我が国基準がローカル化しないためにも、とても大切な視点ではないかと、このような3つの視点があり得るかなと思っております。

それから、2つ目の今後の具体的な手順論ということですがけれども、2008年初めまでに、EUサイドは少なくとも評価すると言っておりますので、何らかの形でこれを当局、我々がモニターするという、何かスケジュール表みたいなものがあると、恐らくやりやすいのかなという部分が交渉上あります。

また、会計基準は当然のことながら市場関係者を大きく巻き込みますので、予見可能性を高めるという意味からも、例えばですが、何らかの工程表のようなものがあれば、恐らく役に立つのではなからうかという視点があります。

仮に工程表みたいなものをつくる際には、何を盛り込むのかというのは、これは一義的には会計基準設定主体、ASBJさんの方で判断される問題でございまして、EUサイドの立場としては、CESRの指摘した26項目、その中でも特に補完計算書が求められているような項目、それから我々の視点から見ますと、米国基準、国際会計基準と違って、日本だけが異なっている基準、こういったところを中心に優先的な対応を検討するという考え方もあるのかなということがあろうかと思えます。

以上、あくまでもご議論の参考にということで論点をご紹介させていただきました。

○加古部会長 ありがとうございます。

ただいまは事務局といいますか、金融庁の立場から現状をざっと紹介するという仕方でご報告を頂いたわけでございます。

そこで次に、こういったコンバージェンスに対しまして、我が国の企業会計基準委員会がどのように取り組みをしてきたか、取り組みをしようとしているのかを含めまして、委員長であ

る齋藤委員からご説明をちょうだいできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○齋藤委員 企業会計基準委員会の齋藤でございます。

お手元の資料3に即しましてコンバージェンスに対する私ども企業会計基準委員会の取り組みについてお話し申し上げたいと思います。

基本的なスタンスとしては、今、黒澤企画官からご説明がありましたような方針を私どもも共有いたしまして、この間、目いっぱい努力をしまいたつもりであります。

お手元の資料はおおむね3つの部分から構成されております。表紙をご覧頂きたいのですが、第1番目は、CESRの同等性評価に対する対応の問題、2番目はIASBとのコンバージェンスプロジェクトの現状と今後の展望であります。3番目はアメリカのFASBとの協議についてのご説明ということになっております。

まず、1番目のCESR対応であります。

この部分は、後に2で申し上げるIASBとの共同プロジェクトの今後の見通しにとって、いわば前史に当たる部分であります。

これは、CESRの同等性評価に関する技術的な助言を踏まえた上での私どもの取り組みについて、去る1月に報告書に取りまとめてプレスリリースした文書であります。IASBとの共同プロジェクトは、2004年7月のトゥイディー議長の提案を受けて、2005年3月にはキックオフ会議を東京で開催いたしました。その後、第2回をその年の9月にロンドンで、第3回を今年の3月に東京で開催いたしまして、現在に至っております。今年9月には、第4回の会議をロンドンで開催する予定であります。

このペーパーは第3回の会議の直前に取りまとめたものでありまして、第3回会議を一応見通した状況での取りまとめになっております。このプロジェクトは、当初、まず軌道に乗せることを最優先して、それぞれが着手しやすいテーマを選んで、そこから順次取り上げていくというフェーズアプローチを採用いたしました。

第1フェーズで取り上げたものは、3ページにあります表1の項目であります。これらの項目について、まず第1フェーズで取り上げました。

この中で、投資不動産というのは、先方IASB側が主に検討する項目でありますけれども、残りはどちらかというと日本側が主に対応する項目ということで、この間、私どもは鋭意これらの対応に努めまして、大半についてはほぼ基準や実務対応報告等に組み入れる体制を整えております。

その間の作業が非常に順調に進んだということを受けまして、表2にあります3つの項目に

ついて、これをフェーズ1につけ加えるという提案をこの段階ではしたところであります。その後については、次の第2の部分で申し上げたいと思います。

これらの項目のほかに、4ページに表3というのがありますが、これはIASBとの共同プロジェクトとは別に、私どもASBJで独自に進めてきた問題でありまして、これらにつきましても、国際的なコンバージェンスに資するということが、IASBとの会議で確認されております。

そしてその一方で、アメリカの設定主体でありますFASBとの定期協議をこの5月から開催いたしまして、アメリカとの間の意見交換に臨んでいるというのが現状であります。

そこで、5ページ目、CESRの技術的な助言に対するASBJの対応でありますけれども、CESRの助言というのは、先ほど黒澤企画官からご説明ありましたとおり、日本基準、アメリカ基準、カナダ基準について総体として国際基準と同等と認めながら、違っている部分については開示をしてほしいということで、日本基準に関しては26項目の補完開示を要求しています。ちなみにアメリカについては19項目であります。

その26項目の補完開示は3段階になっておりまして、開示Aというのは定性的な記述、Bは定量的な記述。その上に補完計算書という、これは事実上リコンサイルを要求するという、3段階になっております。

補完計算書が求められている項目は5ページにあるものですが、このうち在外子会社の会計方針の統一については、日本だけに求められておりまして、これは既に私どもで対応済みであります。

それから連結の範囲、これについては日米共通の問題であります。現状ではアメリカと国際基準との検討の状況を見ないとターゲットが決まりませんので、待機している状態であります。

このほか、企業結合関連の問題は後でまとめて申し上げますけれども、2番目の日本基準独自に追加開示が要求されている項目は6ページのとおりであります。これらのうち、上の3つ、これは第1フェーズの追加項目でありまして、比較的早い段階で対応ができるという見通しであります。

それから、4番目の低価法でありますけれども、これは既に対応済みであります。

最後の退職給付問題。これはアメリカとIASBとのコンバージェンスの進捗を見て方向性を決定するというようになっております。

7ページ目は、日米共通の指摘項目でありますけれども、一番上のストックオプションにつ

いては対応済みであります。

その後のものについては、FASBとIASBとの議論の動向を踏まえながら、少なくとも2008年までには方向性を決定するという見通しになっております。

次のページも同じであります。

問題の企業結合でありますけれども、9ページでございます。現在、補完計算書が要求されているのは、持分プーリング法の部分であります。これは日本だけあります。

それから、その次ののれんの換算問題、これも日本だけあります。

その後の項目は日米共通であります。これらについては、まず、企業結合の会計基準が2006年から適用になっているわけですので、これに対する国内外の市場の評価を確かめる必要があります。IFRSの方も新たに企業結合の会計基準を適用しておりますので、適用後の評価や、IASBとFASBの議論の動向を踏まえて、2008年時点では少なくとも方向性を決定する、そういう動きになっております。

のれんの償却問題というのは盛んに言われますけれども、これはCESRの助言ペーパーでは重要な差異ではないということになっておりますので、差し当たりここでは言及しておりません。これが、まず1の部分、つまりCESRの技術的助言に対する私どもの対応をまとめたペーパーであります。

次の2でありますけれども、これは先ほどご説明申し上げましたIASBとのコンバージェンスプロジェクトの最新の局面を、3月時点、つまりIASBとの第3回の協議が終わった後の段階のプレスリリースにまとめたものであります。

これは、この間の第1フェーズの検討が非常に順調に進み、検討項目も増えたということで、私どもとしては、このプロジェクトが軌道に乗ったと判断し、従来のフェーズアプローチをやめようとしたものです。むしろ、双方の基準の差異をすべて明示した上で、それらを長期と短期の課題に振り分ける。その上で、長期の項目についても優先度に従って短期項目と同時に着手する。そういう、全体像アプローチとでもいうような方向を提案いたしまして、了解を得たというところあります。

短期プロジェクトに関しましては2008年までに解決するか、少なくともその方向性を決めよということでありまして、その中身は、従来第1フェーズで取り上げてきた、あるいは取り上げることにした9項目プラス、リースの合計10項目というのを掲げております。

一方、長期プロジェクトの項目というのはそれ以外のものでもありますけれども、業績報告とか収益認識、遡及修正、連結範囲等、あるいは無形資産も含めて、将来に向けての基準開発に

もかかわりますし、解決にも長期を求められるものでありますので、私どもそれぞれのボードで審議や調査研究を進め、その上でコンバージェンスに向けた議論をテーブルにのせるという合意になっております。

ちなみに、私どもの振り分けました長期、短期の項目の一覧は12ページに掲げられておりであります。大きく分けて、長期についてはIASBとFASBで現在議論が行われている項目で、早い段階から日本からもオフサイトで適時に意見発信を行うものとされております。その中で、シェードをつけた部分が優先項目であります。

2番目、これはIASBとFASBの間では既に一致しているけれども、日本基準の差異が顕著だと国内外で認識されている項目で、遡及修正と企業結合の一連の問題とをここに列記しております。遡及修正を当面優先項目にしてあります。

それから3番目は、最近開発された基準で、これから市場の評価を受けなければいけないものでありますので、これは当然長期項目になるわけであります。

短期は先ほど申し上げましたとおりの10項目であります。これが長短の当面の分類でありますけれども、今後、継続的にこの検討項目や長短の分類、あるいは検討状況を随時見直しながら、今後出てくるかもしれない基準の差異等にも対応するという、そういう継続的なコンバージェンスの体制を整えたということであります。

最後の3でありますけれども、これは私どもとアメリカのFASBとの定期協議でありまして、もともとは金融庁とSECとの間の合意を受けて、私どもがスタートさせたものであります。

ご承知のとおり、アメリカは日本と同じように今後も主体的に自国の基準を開発しながら、コンバージェンスに貢献するというスタンスを堅持しておりますので、その意味でもお互いに問題を共有する点は多いということが第1であります。

第2に日本の基準は戦後一貫してアメリカの後を追いかけてまいりましたので、基本的には国際基準よりもアメリカ基準に近いところが多いわけでありまして、その意味でも共通する問題を抱えているということであります。そういう多くの共通点を持ちながら、今後もFASBと私どもが定期協議を続けていこうという合意で、この秋には第2回の定期協議をアメリカで開催するという予定になっております。

以上が、この間の私どもの取り組みに関する簡単なご説明でございます。

○加古部会長 ありがとうございました。

ご質問等もあろうかと思いますが、最後にまとめて議論させて頂きたいと思っておりますので、議

事の方は先に進めさせて頂きたいと思います。

続きまして、6月20日に日本経団連が取りまとめたコンバージェンスに対する意見書につきまして、八木委員からご説明を頂きたいというふうに思います。コンバージェンスに向けた今後の対応のあり方等につきまして、ご意見があるか、あるいはご意見がありましたら、あわせてお聞かせ頂きたいというふうに思います。

それでは八木委員、よろしくお願いたします。

○八木委員 八木でございます。

日本経団連の企業会計部会長という立場で、先般、6月20日でございますが、経団連の理事会で了承をとりまして、その直後に公表した資料、これが資料ナンバー4につけてございますが、それにつきましてご説明申し上げたいと思います。

これまでお二人からご説明がありましたように、米国基準と並んでこの欧州の統一基準として、国際会計基準が影響力を非常に増している中で、本年2月に欧州委員会と米国のSECとの間で、2009年を目途に相互承認が実現する旨が再確認されたことは、ただいまご説明があったとおりでございます。そしてこの規制当局同士の明確な同意のもとで、それぞれの民間会計基準設定主体が2008年までの具体的なコンバージェンスの取り組みを進めているわけでございます。

一方、我が国のASBJとFASB、あるいはIASBとの間でもプロジェクトが進められておりますけれども、我々産業界といたしましては、この欧米の動きに合わせて、更にこの動きをスピードアップさせていくべきではないかと考えておまして、そういう考え方のもとに取りまとめたものがお手元の意見書でございます。

意見書に入りまして、まず第1項でございますが、日本基準の孤立化への懸念といたしまして、今申し上げたような背景を説明するとともに、今後、米国と欧州のコンバージェンスが進んで、日本基準だけが大きく乖離してしまいますと日本基準が孤立し、そしてそれが日本市場あるいは日本企業全体の信頼性の低下につながる可能性がある、という懸念を表明しております。

その上で、第2項でございますが、コンバージェンスの加速化と相互承認を求めるといたしまして、その中で1つに、日本経団連は、会計基準のコンバージェンスを積極的に支持するということ。

それから2番目として、金融庁とかASBJの関係者の方々が一丸となって米欧の当局に対して働きかけを行って合意形成して、2009年までに相互承認を実現することを求めています。

また2ページにまいりまして項目3でございますが、今後解決すべき内外の対応と課題といたしまして、まず(1)では、日米欧の基準設定主体の協調、あるいは相互理解の促進を提案いたしますとともに、IASBに対して、全面時価会計といった市場のニーズを無視した理論先行型の基準ではなくて、実態に即した会計基準の開発を求めています。

また(2)では、我が国の基準設定主体でありますASBJ、これがこれから国際的な発信能力などの充実が求められておまして、具体的には人的、資金的に体制強化を図る必要があると、こういうことを述べてございます。

更に(3)では、我が国固有の問題ではございますけれども、法人税制との調整も大きな課題であるとする考え方を述べております。

経団連では、本意見書を国内の関係者だけでなく、EUとかIASB、あるいはSECなどに対してもお送りするとともに、内外の関係者に対し、機会あるごとに働きかけを行っているところであります。私ども経団連も、提案したり要求したりというようなことだけではなくて、当然、一緒に活動するという気構えでおまして、私自身も9月にはまず欧州を訪問して、日本の産業界の考え方を関係先に説明して、理解を求めてくるという動きをしたいと思っております。

会計基準のコンバージェンスや相互承認は、海外で活動を進める個々の企業の問題であるだけでなく、我が国の資本市場戦略そのものでございます。産業界といたしましても、欧米に遅れをとることのないように、当局間で合意形成し、具体的な工程表をおつくりになった上で迅速な対応をお願いしたいと、こういうふうに考えております。

私からは以上でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

それでは議事に従いまして、お三方の報告を頂戴したわけです。

これから少し時間をとりまして、自由なディスカッション、質疑応答を進めてまいりたいというふうに思います。委員の皆様方からご質問のほか、コンバージェンスに対する今後のあり方等について、ご意見などございましたら、本日はご遠慮なくご発言頂いて、次回の会議につなげたいというふうに考えております。

どなたからでも結構でございますので、ご発言を頂きたいと思えます。

どうぞ、ご自由にご発言頂きたいと思えます。

永井委員どうぞ。

○永井委員 東レの永井でございます。

先ほどの八木様の意見に賛成いたします。

日米欧間の会計基準のコンバージェンスを一段と進めて、相互承認の動きを強めるべきだと考えます。先ほどのお話にもありましたように、国際会計基準は、欧州のみならず、100カ国近くで採用や容認の動きがあるように国際的な広がりを見せております。

また同時に、国際会計基準と米国基準のコンバージェンスも進んでおりまして、お話にありましたとおり、このままでは日本基準が孤立するおそれがあるかと思われまます。孤立してしまいますと、日本企業が欧州で資金調達する際にコストが上昇するといった問題だけではなくて、日本市場や企業が異質な存在であるという印象を与えますと、信頼そのものを損ねるおそれがあるかと思われまます。

それで、八木様のおっしゃるとおり、コンバージェンスへの取り組みを一段と強化すべきだと考えます。

以上です。

○加古部会長 ありがとうございます。

永井委員のご意見についてのご質問も含めまして、自由にやりとりさせて頂きたいと思います。いかがでしょうか。

安藤委員どうぞ。

○安藤委員 それぞれご報告頂いて、それぞれ納得というか、理解できるんですけども、資料4の先ほどの八木委員のご説明の中にある、我々がどういう認識を持っているかという話だと思うんですけども、1番のポイント、2ページの3の(1)の第2パラグラフの最後です。

「IASBには「革新的な会計基準」ではなく、」先ほどの八木委員のご説明で、理論先行型ではなくという言葉も使われたと思いますが、「実態に即した基準の開発を望む。」と、これは私は研究者ですけども、私から見てもちょっと理論先行し過ぎているなという認識は持っております。これは日本の学会にかかわる方は大体共通認識を持っていると思うんですね。我々はそう思っているんですが、果たしてIASBがこういう日本からのメッセージをまともに受け取るかどうかという問題。それについてある程度共通認識を持っていないと、事を誤るのではないかと思うんですね。

つまり、言うことを聞く可能性があるのか、ないのか。また、ここで共通認識を持ってしまうと、また向こうがそれを知ってしまいますとゲームにならないかもしれませんが。ちょっとその辺、情報を持っている委員がおられたら、お聞きできればと思います。事務局の方も含めまして。



○加古部会長 いかがでしょうか。

八木委員、よろしく申し上げます。

○八木委員 先般、1つの例でございますが、「業績報告」、これは収益認識なんかにもつながるんですが、これについていろいろ提案があったのに関して、2年前に設置されたJ I G (Joint International Group)、これはI A S Bの提案に対していろいろ意見を言う組織としてつくられて、日本からも委員が2人出ているんですが、この会合が数回あって、I A S B傘下のワーキンググループといろいろ意見交換したんですが、どうもI A S Bも、その手前のワーキンググループも、一向に聞き入れてくれないというようなクレームがございましたので、日本経団連として私の名前で、さらにもう一通U N I C E (欧州産業連盟)の両方でレターを出して、もっと耳を傾けて欲しいという主旨を多少強めに書きました。

これ迄に、その結果としてある程度の反応があったように聞いております。この辺については6月のS A Cに出席された辻山委員が、もっとご存じかと思うので、追加・補足頂ければと思います。

そういうことで、我々産業界の方から見たときに、今まさに安藤委員がおっしゃったようなことが、いろいろなプロジェクトで出てまいりますので、その都度意見を強く出して参ります。またそれは単に日本だけでなく、欧州あるいは米国の企業などにもそういう懸念があるように思いますので、この辺との協力もしっかりとって動いてゆこうと考えております。

辻山さん、何かあったらお願いします。

○加古部会長 補足して頂けますか。

○辻山委員 先ほどの事務局のご説明について、コンバージェンスを推進すべきであるということについては、全く賛成でございます。

それから論点として3つ挙げられた点につきましても、完全に意見が一致しているといえますか、支持したいと思います。

その上で、今回6月末にありましたS A C会議に出席いたしまして、少し感じていること、それから意見、情報について発言させて頂きたいと思います。

3点ございまして、1つは、今回のS A C会議で上がった議題には2つ特徴があると思うんですけども、1つはI F R Sブランドについて議論がございました。これは現在、世界100カ国でI F R Sが取り入れられている、あるいはさまざまな形で適用されているということが、これまである意味ではナイーブな形で議論されてきたんだけど、取り入れられているということがどういうことなのかということについて、今後、かなりシビアな議論が出てくるとい

うことをございました。

と申しますのは、財務諸表を I F R S に準拠してつくった場合に、監査のレベルも含めて、この財務諸表が I F R S に準拠して作成されたものであるとして、オーソライズされるような財務報告が何カ国あるかということについて、ほとんどないというのがその会議での結論でございました。

例えば中国は、I F R S を全面受け入れということを表明しているわけですが、その内容は、39の I F R S 準拠の基準をつくったけれども、内容は I F R S とはかなり異質なものであるということが I A S B のほうの認識でございまして、これらについては、I F R S 準拠という I F R S ブランドを使わせないというような方向だそうでございます。

そういう面で精査しますと、世界の中で I F R S に、例えばオーストラリアについてもほとんど95% I F R S を受け入れているわけですが、たとえ数%でも I F R S をカーブアウトしている国は I F R S ブランドを使わせないというような、今、最終的にどうするのかについて、これから検討が進んでくるのではないかと思います。

そうしますと、今、EUのように基本的に I F R S を受け入れているという国が、例えば I F R S、I A S B が公表しました I F R S で、1つでもカーブアウトするような事項が出てきますと、EUですら I F R S ブランドを使わせないという事態になりかねないわけですね。

そこでご承知のように幻の I F R I C 3 号というのがございましたけれども、I A S B のほうで承認した後に、EUの方でエンドースされなかったものは、I A S B のほうで取り下げるという動きも出てきているわけです。

ですから、今のところEUと I A S B は同調しているということですが、今後、どうなのかちょっとわからないということが1つございます。

それから、例えば韓国のように I F R S を全面翻訳いたしまして、今後は翻訳バージョンしか使わせないということになりますと、I F R S ブランドを使えるということなので、これまでは100カ国ということがよく言われておりましたけれども、I F R S を受け入れるということが一体どういうことなのか、I F R S ブランドをどういうふうこれから使っていくのかということについての議論が、これから厳密になってくるということが1つございます。

そういう中で、日本のように基準設定主体を自前で持っている国が、こういう問題にどうふうに対処していくのかということは、少し厳密に議論しておく必要があるのではないかと思います。

もう1つの特徴は、今回、会議の冒頭で、先ほど議論になりました全面時価会計の議論です

けれども、昨年の10月にCFAインスティテュート、これはこれまでIASBの革新的な提案の先導役というふうに言われておりましたが、このCFAインスティテュートというところからペーパーが出まして、それは全面時価会計、従来ありましたJWGというところから2000年に出ておりました全面時価会計、これは金融商品に限られておりましたけれども、今回出ましたペーパーは金融商品ではない非金融商品。すなわち、固定資産も含めて、事業用固定資産も含めて全部時価会計にすべきだという、こういうペーパーが昨年の10月に出了ました。

これもSAC会議でSACのメンバーの一部が問題だというふうに取り上げまして、これに対してヨーロッパの先ほどご紹介ありましたUNICEとか、あるいはSACのメンバーから反対といいますか、非常に問題であるという議論がその会議の中で、かなり活発に闘わされました。余りにも行き過ぎているのではないかということ。

それともう1つ、PwCで今年の5月にフィナンシャルタイムズに記事が出た報道によりますと、今後、今あるIFRSについては受け入れるし、それからヨーロッパでも質の高い適用ですね、これを推進していくべきだけれども、今、提案されているような、今後、もっと革新的なものにIFRSが進む場合にはちょっと同調できないというような記事がフィナンシャルタイムズに載りまして、これもかなり注目されているということでございます。

それからSACのメンバーの中でも2名の方が反論するペーパーを用意しまして、プレゼンをやったということで、これからはコンバージェンスと言った場合に、当然のことなんですが、これは収斂というふうに日本語で訳されるわけですが、収斂にはコアが必要です。何に収斂するのかということに関する議論も今後活発になり、かつ厳密になっていくのではないかとこのように考えられます。

その1つの例として最後ですけれども、業績報告についても、2002年に日本から、当時は日本がIASBに呼ばれて、リエゾン国会議でプレゼンをしたわけですが、そのときには日本だけが懸念を表明させて頂いたわけですが、その後4年経過して、ほぼ世界の論調が日本のその時のプレゼンのように動いてきているという事実がございます。

したがって、収斂といった場合に、これからはそのコア、どこに収斂していくのかということについて、日本では積極的に発信する必要があります。その面ではこれまでも貢献してきたし、今後も貢献できるであろうと思います。そのことと、先ほど申し上げたIFRSブランドがこれから厳密に適用されてくるという中で、コンバージェンスの問題はもう一段、厳密に議論していく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○加古部会長 貴重な情報をありがとうございました。

1点、IFRSブランドを使用させないという意味決定というか判定は、IASBがやることになるんですか。その場合はどういう手続を通じて、これは使用するけれども、これはIFRSに準拠した財務諸表を予定しているとは限らないということを判定しなければいけません。その間の事情を少しお願いします。

○辻山委員 IASBのIFRSブランドを最終的にどういう形で使わせるのかというのは、これはIASBの中のデュープロセスを経てボードの決定になると思うんですけれども、今回の6月末のSAC会議では、とりあえずSACのメンバーが1つの考え方を示して、その席にいたIASBのメンバーも基本的には反対をしなかったということで、これは100%同じものを使わないというIFRSブランドは使わせないというように。

ただ、先ほど申し上げたように、では100%ということになりますと、ヨーロッパでも受け入れてはいますけれども、一応手続上はEFRAGが今、1つ1つ基準の諾否を決めている。新しい基準は作らないんだけど、IFRSは受け入れるかどうかの関所を設けているわけですね。そこで幾つかカーブアウトされますと、EUも別のブランドを使うという、一部IFRSみたいなことになる。それはIASBとしても避けなければいけませんので、その間の協調、結束はかなり固くなっていくのではないかと思います。

最終的には、そのときにそういう100%にしようという意見が大勢だったということでございます。

○式部審議官 私もSACの会議に出ておりましたので、若干補足させていただきます。SACの議論自体は公開ではないと思いますので、非常に細かく言うと差し障りがあると思いますが、IFRSのブランドの議論については、必ずしも結論が出ているということではないと思うんですけれども、その中でも、確かに中国のような受け入れると言っているながら、実際には実態が伴わないというところと、オーストラリアのように、一部の選択肢を制限しているというところとは相当な差があるということだと思いますので、そういうところについてまでIFRSブランドをどうするかということについては、恐らく今後まだ議論が続いていくんだろうと思います。

そういう意味では、ドイツなんかの代表からもそういう意見が出ていたと思いますし、必ずしもそこが決着がついたということではないと思います。

それから、もう1つ全面時価会計の議論に関連して補足いたしますと、非常に今回はっきりした反対論的な意見が大勢を占めていたということも事実だと思いますが、この点で1つあり

ますのは、先ほどの安藤先生のご質問に一部答える形になると思うんですけども、トゥイデー I A S B 議長が、2008年までは新しい会計基準をインプルメントしないということを S A C の場ではっきり言ってまして、これは S A C の場だけではなくて、いろいろな場で既に言っていると思いますので、そこは当面そういう方向にはなっていると思います。

○加古部会長 辻山委員どうぞ。

○辻山委員 オーストラリアの議論が出ましたけれども、前々からオーストラリアは I F R S 準拠であるということを使わせてほしいという要望があつて、それについては今は準拠という言葉は当面使っていないというのが私の認識です。ですから、いずれにしてもこれからその問題は結論が出ておりませんので、どういう方向に行くのかということは、慎重に見守っていく必要があるかなと思っています。

○加古部会長 どうぞご自由に、質問なりご意見をお願いいたします。

久保田委員どうぞ。

○久保田委員 八木委員のご発言と重複いたしますけれども、せっかくのいい機会ですので、ちょっと産業界の認識をもう1度述べさせて頂きたいと思います。

先ほど斎藤先生の方からのご説明がありましたように、この間 A S B J の方で、I A S B とか、それから F A S B と、いろいろそのコンバージェンスプロジェクトを進めて頂きまして、特に、E U の同等性評価をかなり念頭に置きながらやって頂いているということで、これは我々も非常に高く評価しているところでございます。

加えて、金融庁におかれましては、この E U の同等性評価のところ、私も一緒にパリの公聴会に参加させて頂きましたけれども、大変ご尽力頂きまして、かつアメリカの当局ともいろいろ対話等を重ねられているというふう聞いております。

そういった現状の上に立つと、私どもがこの資料4にあります意見書の中で、一番産業界として気になっておりますのは、資料4の1ページ、2番のコンバージェンスの加速化と相互承認を求めるという下から4行目のところでございますけれども、会計基準を加速することとともに、日米欧の金融当局間での相互承認を実現するためのフレームワークですね、これがまだ日本がないというところに一番懸念を持っておりまして、アメリカとの関係は交渉の「てこ」というか、なかなか難しい面があることは承知しておりますけれども、他方、先ほど斎藤先生おっしゃったように、経済界の方も、日本の会計基準がアメリカの会計基準と非常に近いんじゃないかと、こういう認識があるものですから、できますれば日米欧のそういった相互承認、フレームワークを合意するような働きかけをぜひやって頂きたい。そのための工程表のような

ものができてくれば、非常にありがたいかと、そういう認識でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

黒澤さんの方から、今のところも含めて解説をお願いしますでしょうか。

○黒澤企画官 若干、アメリカの現状のスタンスも含めて補足説明いたします。

アメリカサイドは昨年のロードマップなどに明確にあらわれておりますように、外国基準をアメリカ市場で受け入れるに当たって、一定の要件的なものを想定いたしております。それはその当該基準自体が高品質かつ包括的であること。2つ目は、その解釈、適用に整合性、一貫性があること。3つ目は、それが広く使われていることということで、クリティカル・マス(critical mass)という言葉を使っておりますが、この辺の要件を満たしたものについて認める用意があるというような論理の組み立てをしまして、その上で国際会計基準はこの要件を満たしつつあるので議論の検討の対象になるんだと、こういうロジックを展開いたしております。

日本基準につきましては、この3つにそのまま当てはめるのがよいかどうかという議論はもちろんあると思いますが、当てはめてみますと、高品質、包括的というところはどうかかなと期待しております。あと、解釈の一貫性、ここも当局は一生懸命やっているところです。ただ、米国市場で広く使われているというところを余り強く主張されてしまうと、我々はちょっとつらいかなと思っております。

ただ、このクリティカル・マス(critical mass)と、ワイドリーユースト(widely used)という要件をアメリカ当局が言い出したのも、ある意味でここ数年のことでもありますので、これが絶対不可侵なのかもよくわからないので、議論を続けていくことがまず大事だろうと私どもは思っております。

それからもう1つ大きな点は、まず大切なのはEUとの関係で同等性を認めてもらうのはとても大切なのではないかと。逆に言えば、EUから日本基準は国際会計基準と同等でないという判断になってしまうと、なかなか次のステップであるアメリカとの相互承認も行きづらい、話を持っていきにくいというところもございます。

したがって、EUとも交渉しつつ、アメリカとの交渉も怠らないというスタンスで私も臨んでおるところであります。アメリカとの関係では、既に昨年来ハイレベルの証券市場当局間の協議という枠組みを設立しております、先般6月にも長官ヘッドでワシントンへ行ってまいりまして、長官の方から直接向こうのコックス委員長に対して、日米間での会計基準の相互承認について、時間はかかるかもしれないけれども、ひとつ議論の検討を問題意識として持ってほしいということを申し入れております。補足でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今のお話についてですけれども、私から質問するのは何ですけれども、お聞きしたかったことは、コンバージェンスというのは会計基準の収斂と申しますか、統合に向けての動きだろうと思いますし、それから相互承認というのは、各国の資本市場が他国が作成された情報を、その市場が受け入れるかどうかについての相互承認のことだろうと思うんですね。この2つがどういうふうに進展していくのか、まず、どう違って、その次にどういうふうに進展していくのかについて説明はできますでしょうか。どなたでも結構でございます。

○池田企業開示課長 今の点については、今、加古先生おっしゃったように、コンバージェンスというのは収斂をしていくということで、先ほど辻山先生からあったように、その核が何になるのかというのはよく考えていかなければいけないし、その経過とともにそれ自体収斂していくということかもしれませんけれども、そういう収斂というものについての努力が一方である。

他方、現実には各国、法制度の違いがあったり、あるいはいろいろな取引実態の違いがあったり、あるいはそれぞれの国にデュープロセスがあったりということで、必ずしも現実には同一のものが、少なくとも直ちに実現できるものではない。そうした中で、やはり国際的な企業が増えている中で、あるいは投資家が非常に国際化している中で、そういう資金調達とか資金運用の円滑をしていくという意味では、理想としては1つの会計基準というのがあるかもしれませんが、現実には投資判断上、重要な差異が生じないという範囲で、現状の会計基準を差異を少なくしていったら、そうした中で、これは開示規制当局がお互いの財務諸表を承認していくということで、そういう資金調達、資金運用に係る、一方で投資判断の誤りをないようにしながら、一方で資金調達コスト、それは最終的には投資家の運用コストにもかかってくるわけですけれども、そうしたものを極小化していこうということだろうと思います。

そういう意味では、1つのものに収斂していくというのが1つ理想があるとしても、現実にはそう差異がないところに収斂させた上で、相互承認をするというのが現実的な対応ということになるんだと思います。

ただ、1つ私どもの立場から、これは黒澤の方が直接感じている部分かもしれませんが、コンバージェンスというものの努力なしに、相互承認というものを言い出して受け入れられる環境には、今余りない。一方で、コンバージェンスというものを努力する、特に今後の同等性評価はそういう色彩が強くなっていると考えているわけですけれども、そういうコンバージェン

スへの努力自体を評価しようみたいな感じの様相もあるということでありますので、私どもとしては一方でコンバージェンスというものについては取り組みつつ、並行して相互承認というものを実現していければ、資金調達の効率化等に役立っていけるだろうというふうに思っております。

○加古部会長 ありがとうございます。

今日はできるだけ自由に意見交換した上で、先ほど申し上げましたけれども、次回につなげようと思っております。ご遠慮なくご発言頂きたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ、平松委員お願いします。

○平松委員 やや個人的な思いでありますけれども、こういう方向に動くことを長く主張してきた一研究者として、今日のこの会議には感慨深く出席させて頂いております。

特に、今、資料4でご説明頂きました日本経団連の方でコンバージェンスの方向が強く出されたということは、意義深いと思っています。このような方向性に向けた努力は、今までもこの審議会やASBJでなされてきたわけですが、作成者側がこういう形で強く主張するようになったということ、そして政府レベルでもそのような方向が示されるようになったということは、意義深いことと考えます。

今後、当局の方々にはコンバージェンスのために責任を担って頂きたいと思うわけでありませし、そうされると思うのでありますが、当局の方々の尽力に任せるだけでなく、研究者サイドでも、やはりこういったことを世界に向けて情報発信するというのが、これから非常に大きい役割になるなというふうに思った次第です。最初に申しましたように、やや個人の思いの強いコメントを述べさせて頂きました。この動きを歓迎しています。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小宮山委員どうぞ。

○小宮山委員 コンバージェンスの加速ということには賛成なわけですが、どのレベルのコンバージェンスを考えているか、いまひとつイメージのつかめないところがあって、例えばプーリングの問題なんかというのは、すごく大所に属するんでしょうし、それからIASBとFASBでやっているコンバージェンスというのは、もう少しそれよりレベルが下の調整ですよね。

それとこのCESRの重要な差異と指摘された事項というのは、恐らくこれはインチャージ



が多分会計士だったので、私と非常に発想が合うような差異の分析の仕方をしているんですね。非常に会計士的な、こことこの処理がどの基準で違いますよという分析をしていますよね。

それと実際に実務面で言うと、日本はあれだけ細かい適用指針が出ていますけれども、適用指針レベルでくると、これまた物すごくいろいろ細かい差異があり、どのレベルで考えていくのか。多分CESRのベースでやっていくんだろうと思いますけれども、アメリカとIASBのコンバージェンスも、基本的に同一のものにする必要はないとは言っているんですが、どのレベルが比較可能だと彼らが言っているものなのか、そのちょっと高低感が私ちょっとつかめなところがあって、質問のような意見のようなことなんです。

○加古部会長 この点いかがでしょうか、ご意見があれば。

ほかでも結構ですが、どうぞ。

小宮山委員どうぞ。

○小宮山委員 私ではないんですが、今日は日本公認会計士協会の会長の藤沼が本部会のメンバーなのでございますけれども、福岡で役員会と研究大会が開かれておりまして、そちらに参っているものですから、かわって彼のコメントの要旨だけ少し読み上げさせて頂きたいんですが、よろしいですか。

○加古部会長 どうぞ、よろしくお願ひします。

○小宮山委員 最初の国際基準としてのIFRSの認知度という問題と、会計基準のコンバージェンスとその加速化の必要性、この辺は先ほどの黒澤企画官からの説明でほとんどカバーされた話ですので省略させていただきます。

2ページ目の方で3つぐらいありまして、重要なところだけ読み上げさせていただきますと、重要な差異解消のための作業計画書の作成というところで、特に、補完計算書の作成が必要なものと及び定量的な開示が求められるものには早急な対応が必要になると思われる。2008年を目標に具体的なコンバージェンスの作業計画書の作成をASBJにお願いしたい。

それから2つ目の点として、新たな差異の発生を避ける。これがかなりの方が懸念に思っていることだと正直言っているんですが、この今後のコンバージェンスの加速化の過程でさらなる差異が発生することがあるのか気になることであるということ。

それから、ASBJのリソース問題とプロジェクトの選別ということで、我々も業界からかなりの研究員が正直言っているわけですが、今、監査品質の向上ということを研究課題として我々求められておりまして、なかなか人材派遣が難しい状況にあります。その中でも、やはり優先度の再検討を行って、その上で各関係機関及び諸団体に必要最低限の人材派

遣の要請を行うべきと考えます。

この3点が会長からのコメントでございます。

○加古部会長 重要な問題を含んでいると思いますが、今の小宮山委員のご説明を受けて、何かありますでしょうか。

こういう作業計画書というのは、どんなイメージのものでしょうか。

○小宮山委員 もとから出ている、工程表を考えられていると思うんですね。先ほどから出ている工程表を考えられると思うんですね。CESRの次のレビューというのが2008年1月現在で、4月ごろに結論が出てしまうということ踏まえた上での、これは会長の意見だというふうに理解しています。

○加古部会長 ほかにいかがでしょうか。

この人手不足といいますか、人材確保についてどなたかご発言がありますでしょうか。

非常に重要な課題ではありますが、明確な回答をするのは、更に一層難しいのかもしれませんが、久保田さんの方から。

○久保田委員 ASBJの方からいろいろ要請を受けまして、各企業に私自身も何件かお願いに回っていますが、引き続き具体的な要請を受けて努力したいと思います。

ただ、他方、各企業は、間接部門というか、特に経理の関係は今、大分人を絞っておりまして、ラインが細くなっていて、なかなか人を出して頂けない面がございます。いずれにしても産業界としても重要性を認識しておりますので、できるだけ努力するようにいたします。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

辻山委員。

○辻山委員 時間があるようですので。

先ほどコンバージェンスと相互承認の関係で、池田課長がお話になったことは全くそのとおりだと思ひまして、私も同感なんですけれども、ちょっと補足的に感想を述べさせて頂きたいと思うのですが、一応、会計基準というものの設定がされていくデュープロセスというものを考えますと、やはり設定主体があつて、それが市場とリンクしている。その設定主体が発信したものが直ちに受け入れられるわけではなくて、その市場関係者、この関係者の中には、産業界ばかりではなくて、ユーザーも、もちろん監督当局も含まれている。そういう市場関係者と設定主体との相互関係の中で、基準が市場に受け入れられていくという、そういう1つのサークルがあると思うんですね。

このサークルが今のところ I A S B、これは設定主体ですけれども、どの市場と密接にリンクしているかという、今はやはりヨーロッパだと思います。それからアメリカ、日本。日本は特殊なわけではありませんで、やはり世界で有数の市場を擁しているということが、そういう1つのサークルを持っているという理由だと思うんです。そうしますと、本当に会計基準がコンバージェンスしていくということは、やはりデュープロセスのサークルが1つにならないと本当の意味での究極的なコンバージェンスはないのかなというふうに思います。

そうすると、市場についても本当に世界が一体化して、かつ市場関係者、これはユーザーも産業界、それから監督当局も含めて一体化していくときに、そのサークルが一体化していくというイメージではないかと思います。

それまでは、当面サークルを維持しつつ、相互の会計基準のコンバージェンスというのは、やはり相互に質を高め合いながらステージを高めていくという関係なのではないか。そうしますと、やはり相互承認というのは、そこでサークルがある限り不可欠なのではないかなという、そういうイメージ、先ほど課長がおっしゃったこととほとんど同じことを、別の言葉で申しているだけなのですけれども、そういうイメージでとらえております。

○加古部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、池田課長。

○池田企業開示課長 今、辻山先生からあったところで、先ほど安藤先生から冒頭に問題提起があったこととも関連してくると思うんですけれども、I A S Bがとかくそういう理論先行型だという議論は我々もよく耳にするわけですけれども、我々も我が国で開示規制当局をやっているという立場からすれば、恐らく国際会計基準が現実にEUあるいは世界のいろいろな国で現実に適用される基準になるということ自体が、やはりかなり現実には会計基準として維持運営していく上では、やっぱり非常に悩みが出てくることは、私どものこの何年かの経験からしても、避けがたいものではないかと思います。

現実に、辻山先生おっしゃっているように、各国で適用されていると言われている国際会計基準が同一のものではないのではないかという問題意識での議論はいろいろあって、あるいはさっき黒澤が言ったように、アメリカでのロードマップで何を2009年までに判定するかといえ、会計基準の中身もそうですけれども、それがきちんと適用されているかどうかを見きわめる時間がほしいという要素の意見も強いということですから、実際の国際会計基準がこれまで会計基準として、そもそもかなり理論的なものであったものが、実際に適用される会計基準になった瞬間に、やっぱり変化を遂げてくるんだろう。

そういった中で、では日本の関係者が言うことが果たして届くのかどうかということなわけですが、そこは現実に国際会計基準を取り巻く環境がそういうものになってくるとすれば、今、辻山先生がおっしゃったように、やはりいろいろなレベルで日本の言うべきことを言うていくことが大事で、先ほど来、例えばヨーロッパでもUNICEが非常に国際会計基準について、最近、積極的に発言をしているとかありましたけれども、やっぱり産業界は産業界、あるいは会計監査の立場は監査の立場、あるいは学会の立場もあるんだろうと思いますけれども、各立場で今、辻山先生のおっしゃる言葉で言えば、市場関係者が各層で働きかけることで、やはり国際会計基準の設定というものについて答えが出てくるということなのではないかというふうに思います。

これまで理論先行的だったということが、今後も理論先行的であり続けられるかどうかというのは、実際に適用される会計基準になってくると、やっぱり変化は生じてくるのではないかというふうに考えるところです。

○加古部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

安藤委員どうぞ。

○安藤委員 いろいろ教えて頂いてありがとうございます。

別の点でございますけれども、コンバージェンスということになると、具体的に窓口というか、担当されるのはASBJさんであるんですね。それで、できたらASBJさんの現在の陣容というんですかね、人的スタッフとか、あるいは国際的に参画するとか、人を出すとか、そういう余力があるとか、ないとかという情報を、ちょっと私不勉強で見えていないので、差し支えなければ、必ずしも今でなくても結構ですけれども、情報として知っておくことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○加古部会長 斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 この間、応援部隊等が入っておりまして、現時点での人数を正確に把握しておりません。従来は20数人規模の事務局スタッフを持ち、その上に13名のボードメンバーを擁すると、そういう体制でございました。

そして、特に国際的なコンバージェンスのための人員の配分でありますけれども、事実上、相当部分が国際対応に追われているというのが実態でございます。その意味で、かなり皆さん、夜遅くまで仕事をしておりまして、現時点ではフル回転しているという状況だと思います。

この間、私どもがIASBもしくはFASBに対して、どういう形で人的な資源の提供をし

たかということにつきましては、1つはIASBの業績報告プロジェクト、現在は財務諸表の表示と名前を変えてしまいましたけれども、業績報告プロジェクトが一たん頓挫して、それまでのイギリスとの共同体制から、アメリカをパートナーとした体制に変わったときに、私どもASBJから1名の事務局スタッフをIASB側の要員として送り込んでおります。それは現在も続いております。

他方でFASBに対して、先方の国際研究員という形で私どもの事務局スタッフを1名送り込んでおります。それに加えて、この3月のIASBとの共同プロジェクトの会議で、トウイディーさんから要請がありまして、現在進めておりますIASBとFASBの共同プロジェクトの事務局スタッフが、IASB側で決定的に不足していると。要するにFASBが圧倒的に強いということですね。それで、ASBJからも事務局要員を出してほしいという要請がございまして、現在、それにお応えするように、交渉なり計画なりを進めて、先方のニーズとのすり合わせを図っているところであります。多分1名は派遣できるのかなという感じですが、それだけでも非常な痛手です。人を出してしまいますと、結局、そういう人を除いた体制で全般的な国際対応業務をするということにして、なかなか私どもとしては、今後どうするか見通しが立てにくいという現状でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

安藤先生、何か。どうぞ。

○安藤委員 ご丁寧なご説明ありがとうございました。

それからついぞと言ったら甚だ失礼ですけども、ASBJさんの先ほど齋藤委員の資料3のご説明の中に日本がコンバージェンスに対して対応する幾つかの視点というか、スタンスが出ていたと思うんですけども、IASBとFASBの議論の動向を踏まえること、これはもう全然問題ないと思うんですね。

それともう1つこの中に幾つか出てくるんですけども、日本の新基準への国内外への市場の評価とか、IFRSの適用後の評価とか、市場の評価を見きわめてからと、私はこれは甚だ正論であって、学会としては諸手を挙げて賛成する話なんです。ただ、EUの同等性評価のタイムリミットが、先ほどの藤沼委員のペーパーの下の方にありますし、ご説明にも2008年4月とありました。果たして市場の評価とタイムリミットの関係ですね。これまでに市場の評価というものが出るものなのかどうか。私、ちょっと実証の方は暗いものですから、その辺の知識のある、あるいは情報のある方は教えて頂ければと思います。

○加古部会長 ありがとうございます。

この辺の工程管理の最大の論点だろうと思いますが、斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 まず、市場の評価という問題ですけれども、これはいろいろなレベルの市場の評価があると思います。両極端があると思いますけれども、一方の極端は基準の適用を持ち、きちとした手続で基準に対する投資家の評価を実証するという議論であって、これは今、安藤委員がおっしゃられたように時間との相談で、到底間に合うような作業ではないと思います。

もう一方の極端は、市場の評価という視点を全く持たないという議論でありまして、これは現実にそういう議論ございます。例えば私どもがIASBの会議で、もう少し市場の声を聞いたらどうかという発言をしたときに、これはあるボードメンバーですけれども、何で我々が市場と相談する必要があるのか、市場といっても、投資家は無能であり、企業経営者は利害関係者である。したがって、そういうものに相談する必要は一切ないのであって、我々が天にかわってとは言いませんでしたけれども、正しい基準を決めるという議論も、私は1つの考え方だと思うのですね。

しかし、その議論は、会計基準のような市場の取引をアレンジするルールについては適用できないですね。刑事法等と違いまして、市場取引をアレンジする民商事法的なルールの基本的な性格は、その基準によって影響を受ける人たちが、その基準に従うというインセンティブを持たない限り絶対に機能しないということです。そういう市場の受けとめ方について、それなりの見通しを得るまでは結論を出せないというのが、私は正しい立場だと思います。

あとは、時間との相談であって、時間との関係でさまざまなレベルを選択しなければいけないというふうに考えております。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

辻山委員どうぞ。

○辻山委員 先ほどの、これも池田課長のご発言と同じような感想なんですけれども、IASBとの定期協議に参加したり、SACの会議に出させて頂いて、この間にちょっと感じましたのは、2005年からEUにIFRSが適用開始になってから、少し空気が変わってきたといえますか、1つは本当にエンフォースメントについての関心が高くなってきた。基準をつくっていくというよりも、どういうふうにきちっと適用していくのかということで、先ほどご紹介したPwCも、既にあるIFRSをEU市場できちっと適用して、監査に耐えるようにしていきたいので、これ以上動かさないでほしいという、それについては先ほど式部審議官の方からご発言ありましたように、2008年までは当面動かさないで、現在あるIFRSをきちっと適用して

いこうという声が大きくなっています。

それから新しいIFRSを開発しようという局面においても、先ほどご紹介したようなCFAインスティテュートの意見もある一方で、もう少し現実を見ていこうという空気も、IASBの中で出てきているのではないかなというふうに感じております。

そういう中で、先ほどUNICEのペーパーについても紹介がありましたが、最初にIASBの業績報告の論調がかなりドラスティックに変わりましたのは、フィナンシャルタイムズにいつだったかはっきりした年月は思い出せないんですけども、ヨーロッパのCFOタスクフォースが、かなりIASBの業績報告プロジェクトについて懸念を持っているという表明の記事が出まして、それ以降かなりIASBの論調が変わったのかなという、これは外から見てのことなんですけども。

ですから、IASBは産業界を初めとして市場関係者に配慮するようになり、かつ2005年から適用開始されていますので、適用の局面にかなり慎重にといいますか、そういう面は観察されるわけです。ですから、今後も特に産業界を初めとして、先ほど申し上げたように、各界での緊密な連携と意見発信というのが重要だと思います。その中でロードマップをどういうふうに対外的にアピールできるように仕立てるといえるか、作成できるのかなというのが要のような感じがいたします。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大日方委員お願いします。

○大日方委員 今日の議論は、私は2つの問題が混同されているという印象を持って聞いているんですが、まず1つ、コンバージェンスは、会計基準の中身そのものを規定しますので、これは私は基準設定の問題だろうと思います。これは証券規制の問題そのものとはちょっと質が異なっている。

一方は、EUにおける同等性評価、あるいは日本側でも同じなんですが、会計基準に差異がある場合に、(マーケットに外国人投資家もいるし、海外で資金調達する企業もいる)、その際の証券規制の問題ですね。このときに、証券規制で楽をしたいから、各国で同じ会計基準を使ってくれという論理はないはずなんです。今まで言ってきませんでしたから。それは前からわかっていることなので。したがって差異があるときの証券規制、これをどうするかが問題です。

これは、向こう側とこちら側と相互に2つ問題があるんですが、その議論がコンバージェン

スをスピードアップしたいとか、あるいはアジェンダの候補を提供することはあっても、そのことがコンバージェンスのスケジュールを決めるとか、優先順位を決めるということは到底あり得ないというのが私の理解です。

したがって、今回の議論は何をしたいのかというのが、ちょっと私にはよく見えていなくて、コンバージェンスは、専ら基準設定機関の専権事項だと思いますので、ここで何を議論すべきなのかということがちょっと見えていないというのが私の感想です。

○加古部会長 いかがでしょうか、ほかに。

今のは重要な問題提起ではあるんですが。

事務局としてほかに何か対応ありますか。

○池田企業開示課長 大日方先生のご趣旨が、必ずしも正確に理解できていないかもしれませんが、先ほど申し上げたように、現実の証券規制当局間の議論、これは日本がどうというだけではなくて、アメリカとヨーロッパの当局間の議論もそうなんだと思いますけれども、相互承認というものを進めていく前提として、コンバージェンスが現実に進んでいくかどうかということ踏まえて相互承認する、しないの議論がされ、ロードマップもそれが前提でつくられているというのは現実の問題として存在をしているところだと思いますし、それから今回の同等性評価もそういう様相を呈してきているということは、先ほど申し上げたとおりです。

また、EUも黒澤からの説明であるように、同等性評価に向けてコンバージェンスの進捗状況を欧州委員会がモニタリングして、それをEUに報告するという動きになっているということでもありますので、どうあるべきかというのは、いろいろな考え方、ご意見があるんだろうと思いますし、我々、我が国における会計基準の設定というものが、ASBJを中心に行われていくという、今の枠組みに何らそれを改変しようという考えを持っているものではありませんが、現実には、そういう証券規制当局間の動きと会計基準設定主体におけるコンバージェンスの動きとはリンクして動いているという中で、そういった中で開示書類の作成者である産業界あるいは会計監査の立場の方、あるいは投資者サイドを私ども規制当局としてどう保護していくかという観点を考えたときに、両方を大日方先生がおっしゃったように、完全に分けて対応をしていくことが望ましいかどうかということについては、どう考えたらいいのかというご意見を伺っていきたいと考えているところであります。

○加古部会長 大日方先生お願いします。

○大日方委員 おっしゃっている意味はわかっているつもりなんです、要するにコンバージェンスは恐らく基準設定主体間のピア・ツー・ピアでないといけないので、それぞれ2国間で



のスケジュールと優先課題というのが、日本の完全に自由度で決められる状況にないということとはご理解頂けると思うんです。そのスケジュール観と優先議題というのが一方にあり、もう一方で証券規制としても当然期限があつて、スケジュールがあつて、同等性という意味での優先的に解決する項目があると。この両者が基本的にずれているわけですね。

このずれが混乱を呼んでいるとすれば、基準設定主体に対して言えることは、証券規制上優先してほしい議題があれば、それは要するにアジェンダとしてほしいと。それは日程があるとすれば、それまでに仕上げしてほしいということを提案するということ。

ただ、これはわかっている、そのとおりにできない可能性がある、間に合わない場合のオプションを持っておくということだと思っただけですね。それを事前に持っていないと間に合わない。あるいは、更に2年ぐらい延長をEUに働きかけるというオプションもあるのかもしれない。

それはないとしても、例えばEUで資金調達する企業にIFRSへの全面準拠を認めて、それで日本マーケットで許されるかどうかという検討に入るのかどうかとか。そういうオプションも考えて現実的には。とにかく私が言いたいのは、コンバージェンス全体の議論と、証券規制の議論というのは分けてほしいと。

現在の仕組みの上でできることは何であつて、その選択肢があつたときに、優先順位をつけるのが我々の果たせる責務だろうと思っただけですね。仕組みそのままについて言い出すと、これはちょっとちゃぶ台ひっくり返すようなものなので、次回まとまるとは到底思えませんから。ですから、その辺の整理をお願いしたいと思います。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、弥永委員お願いします。

○弥永委員 私にも、ただいま、大日方委員がおっしゃったことは非常に同意できる部分があります。特にこのASBJでおつくりになった資料の中の9ページで示されている見直しからすると、持分プーリング法については、補完計算書を同等性評価において要求されているわけですが、しばらくは我が国としては直さない、直せないということが伺われます。もちろん、個々の企業が持分プーリング法を使わなければ、つまり取得企業を識別して使わないということになれば、補完計算書は要らないわけですが。

しかし、やはり現実問題として考えてみると、この点では、どうしても会計基準はコンバージェンスできない。この状態でオプションを認めることはできないのか、要するにヨーロッパ

市場で資金調達をしようとする企業にとっての負担を重くしないという観点から、どうしても間に合わないときには、先ほど大日方委員がおっしゃったような、国際会計基準を、日本企業にも使わせてやるとか、そういうオプションを考えるというアプローチというのはあるのではないかと、私もただいまお話を伺っていて思いました。

そこで質問が1点あるんですが、このASBJの文書において、持分プーリング法は限定的な場合に限って適用されることになっているので、実際には弊害がないという評価なのか、それともこれはやはり我が国でこれから企業結合会計基準についての評価が固まっていく、したがって、当面の方向性を決定するというだけを目指しているというご趣旨なのか、そのあたりちょっと教えて頂ければと思うのです。

○斎藤委員 大変お答えしにくい質問であります。非常にデリケートな問題だと思います。

まず念頭に置いて頂きたいのは、取得企業を識別できない限定的な状況に限って持分プーリング法を適用するという現在の基準を決めたのは、当時の企業会計審議会であります。その際には、既にアメリカ基準が持分プーリング法の適用を禁止し、国際基準もこれを禁止するという方向を出していた。その状況のもとで、皆さん方の侃々諤々の議論を経て、金融庁の審議会において決定された経緯があります。

私どももその意を受け、対外的には、この間、IASBに対して、この持分プーリング法やのれんの償却について、日本の基準の原則的な立場を一貫して表明してまいりました。そういう経緯にはもちろんとらわれる必要はないけれども、同時に対外的に公表した立場というものはそれなりの重みがございますから、それを一部に言われるような持分プーリングの使い道はもう終わったからやめてもいいという、その場の実利でひっくり返すということはそう簡単ではないと思います。

ただ、私どもの立場としては、基本的にマーケットの評価というのがございますので、これは非常にセンシティブに市場から我々に伝わってまいります。そのプロセスで、もし持分プーリング法があるということが日本の基準にとって非常に好ましくない、あるいはこの基準自体が意味を持たないということが明らかになれば、これは変えるにやぶさかではないと思います。しかし、それはきちんとした理由があって、そしてデュープロセスを経て変えることであって、予断をもってこれをどうしようかということは言えないと思います。

この持分プーリングについて、あの状況で結果的に現在の基準のような内容が決まったということは、私は当時の環境条件下で合理的な選択ではあったと思いますが、問題は、その当時前提にしていた状況が変わっているのか、変わっていないのか、そこをきちんと見きわめて対

応するということでありまして、それ以上に何か方向性を示唆するようなことは、私の立場としては申し上げにくいということでございます。

○加古部会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、質問ございますでしょうか。

辻山委員どうぞ。

○辻山委員 先ほどの大日方委員との議論とも関係するんですけれども、もちろん今後、相互承認に向かって努力を続けていく中で、企業の負担を軽減していく方策、相互承認をとれなかった場合の方策というのはいろいろ考えられると思うんですね。

それから、コンバージェンスのあり方も、アメリカで最近とられている方向は、国内基準は変えられない、しかしIASB、IFRSで認められているオプションを自国基準の中に取り入れていくという、例えば投資不動産についてはフェアバリューオプションを取り入れるとか、そういう方向で考えるという方法もあると思うんです。

ただ、それは私は個人的には現行の基準の質を落としていくものなのかなというふうに考えておりますので、日本基準の中で許容される方法の中にさまざまなオプションを入れることによって、その負担の軽減を図るというのも、1つのあり方だとは思いますが、それは最終的な手段なのかなという感じがしております。

したがって、細かい差異については速やかに差異を調整していくという、そういうメッセージを発信する一方で、残された差異についてはできるだけ各関係者が丁寧にその理由について説明し、海外の理解を得ていくことが重要だと思います。そういう趣旨で先ほど申し上げました。

○加古部会長 いかがでしょうか。

○池田企業開示課長 先ほど来の議論で、証券規制当局が考える優先順位と基準設定主体の方がお考えになる優先順位にずれが生じる可能性があるというご指摘があつて、一方で、現実的な国際的な動きというのは、両方がリンクしているという厳然たる事実があつて、そうした中で、我が国として全体としてどう取り組んでいくかということが重要になるわけですが、そういう意味で非常に全体としてどうやっていくかという議論を頂戴したいと考えているわけです。

現実の細かいところを申せば、先ほどアメリカのロードマップの説明がありましたけれども、2009年に承認をするというようなマップになっているわけですが、会計基準のコンバージェンスの調整自体は、その2008年、2009年までに全てが終わることが想定されているかとい

うと、短期的な項目についてはそうになっているんですけども、長期的な項目については、必ずしもそこまで結論を出すということになっているわけではないわけです。したがって、細かいところについてなかなか整然といかないということは、現実の問題として存在するんだろうと思いますけれども、そうはいつでも大きい方向として、コンバージェンスというものの方向性ということはあると思います。

更に基準設定主体と規制当局は考え方が違っていいんだというのを、表立って言ったら、多分国際的には、何だあの国はという感じになると思うので、私どもはそれを大胆に申し上げる勇気はないんですけども、やはり現実には細かい部分に欧米間でもいろいろな問題はあるけれども、全体としての方向としては、コンバージェンスという方向で、それは規制当局も設定主体も、うまく個々の主体はある程度統一的な方向で動いているというのが現実ではないのかなというふうに考えております。

○加古部会長 どうぞ、補足をお願いします。

○黒澤企画官 1点、対外交渉している立場から申し上げますが、公開でないので申し上げにくいところもあるんですけども。

EUとの交渉において、例えば国際会計基準を国内で認める可能性がある、あるいはそれを検討しているということが出てしまいますと、はっきり言って交渉は成り立たないんです。当たり前なんですけど、日本基準はコンバージェンスしているんですけども、今後とも維持するという前提で相互承認というゲーム理論的な交渉を続けているわけですので、そういう中で、実は国際会計基準を認めるオプションもあるんだとなると、向こうからすれば、なら初めからそれでいいじゃないかと。同等性評価なんか交渉する必要はないだろうという議論に論理的にはなってしまうので、前面にいる我々からすると、そういう議論は、はしごを外されるような議論で、何のために交渉しているのかなというので、非常につらいです。

この状況は、今、日米で行っている議論がある意味で似ているところでして、経緯はあるんですけども、日本企業及び日本市場で米国基準は広く認めているという状況では、なかなか米国サイドが日本基準を相互承認とするインセンティブというか、先ほど久保田委員から「てこ」という言葉がありましたが、「てこ」というのは働かないというところで、我々は今、取っかかりを探して交渉上苦勞しているということですので、結局、日米の今の我々の置かれている苦勞の状態をまた繰り返すのか、それともここで少し方向転換をして、むしろ自分の基準を維持しつつコンバージェンスして、しかし相互承認を求めるといふ本来の本筋に戻るのかという、交渉ポジションから言えば、その境目に来ているかなというのが私の感想です。

○加古部会長 どうもありがとうございました。

非常に貴重な取りまとめになったのかもしれませんが、一般論で言えば、基準設定主体で役割機能と、それから証券規制機関で役割機能というのは、基本的に明確に分離していくのが前提だろうと思いますね。明確に分離した上で、さあ、この国の体制としてどのようなことが構想できるかということのを少し考えてみようということだろうと思うんです。

ですから、ASBJはもちろん政府からも独立ですし、特定の業界からも独立でなければならぬわけですが、最後に黒澤さん、大変うまくまとめて頂きましたが、それで100%行くというわけではありませんけれども、そんなつもりでこの国の企業会計制度を全体として各界で少し議論してみようということであったわけです。

大日方委員については、ややご不満かもしれませんが、引き続き議論に参加して頂いて、あべき方向を見出していきたいというように考えております。

そろそろ時間でございますが、なおご発言がありましたらどうぞおっしゃってください。

○安藤委員 資料2の事務局の最後のページですね。これ閣議決定したというアンダーラインがある真ん中のところです。ここに平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図るとあるんですけれども、これは今の論調ですと、これは僭越だということになるんですか。そこだと思うんですね。

○加古部会長 基準設定はもとよりASBJでありますから、先ほど申しましたような立場で政府が一々介入する余地はないだろうというふうに思います。ということですか。要するに、この企画調整部会がASBJに何か物申すなり、方向性なりを指示するという、そういうご質問でしょうか。

○安藤委員 いや、閣議も物を言えないのかということですよ、基準設定主体に対して。

○加古部会長 なお議論する必要があると思いますけれども、私は閣議といえども文句は言えないだろうというふうに思っています。それはまた皆さんと議論していきたいと思います。一民間人としては、そういうことを自由に言える立場でありますので、私の感想はそういうことでございます。

○池田企業開示課長 政府云々という話になりましたので。

先ほど途中で申し上げたように、私ども金融庁として、あるいは政府としてということだと思いますが、会計基準の設定についてASBJという委員会で、これはまさに我が国の市場関係者が自ら市場で使う会計基準を決めていく、デュープロセスのもとに決めていくということの趣旨でつくられた委員会と理解しておりますけれども、そうした形で決めていくという今の

枠組みを何ら改変することは考えていませんし、ASBJがそういった形で市場関係者の間でデュープロセスのもとに会計基準をつかっていきやすいような環境を整備していくということが金融庁としても重要な仕事だというふうに思っています。

ただ、法制上は金融庁の設置法というのがあって、金融庁の任務ということで、その中には企業会計の基準の設定、その他企業の財務に関することというふうな規定をされておりまして、これは我が国の国家行政組織法上、世の中に起きるものについては、どこかの所管省庁が最終的な責任を負うという枠組みの中で、最終的に企業会計基準の設定、それから企業財務に関することについては、金融庁が任務として政府の一員として持っているということは事実です。

ただ、私どもはその任務を果たすに当たって、先ほど申しましたように、ASBJという委員会で市場関係者の意見を聞いて、先ほど斎藤委員長から説明ありましたが、スタッフ、今25名程度というふうに理解をしていますけれども、私ども企業会計審議会の運営をしているときの事務局の規模に比べれば、何倍にも大きい組織でやって頂いているわけで、まさにこういう組織、スタッフを更に増強してやっていくことが重要だと思っておりますので、これはいろいろなご意見があるのでしょうかと思いますけれども、金融庁として全く任務の外だということでもございませんが、任務を果たすに当たってそういう姿勢で臨んでいるということとご理解頂きたいと思います。

○加古部会長 よろしいでしょうか。

時間も参りましたので、次回に更に議論を詰めることを前提にして、一たん本日の会議を区切りにさせて頂きたいというふうに思います。

事務局の方から何か連絡事項などありますでしょうか。

○池田企業開示課長 まず、次回の会合でありますけれども、7月31日金曜日の午後2時から開催をさせて頂きたいというふうに考えております。お許しを頂ければ、私どもの方で今日の議論を踏まえまして、今後の会計基準のコンバージェンス等に対する取り組みについてのお考え方を整理したような文書の案を作成させて頂きまして、それに基づきまして更にご議論頂ければというふうに考えているところでございます。

開催の正式なご連絡は追ってさせて頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

○加古部会長 本日はご報告、ディスカッションともに貴重な問題点をかなり鮮明にできてきたと思いますし、なお議論しなければならない大きな課題も明らかになったように思います。

そこで、この際、2009年に向けて進められておりますEUによる同等性評価への対応も含めまして、会計基準設定主体あるいは行政当局における対応をどのように進めるかということは、

今日、極めて重要な課題であるように思います。このタイミングに企業会計審議会企画調整部会といたしましては、我が国として今後どのような対応を考えていくべきかということを実際に議論していきたいと、考えてみたいというふうに思っているところであります。

今もお話ししましたように、月内にもう1度会合を開催させて頂きまして、その際には、本日頂いたご意見を踏まえて、ある種の文案を事務局の方で用意して頂く。これをめぐってご審議を頂いた上で、それを取りまとめて公表するというような手順を目下のところ考えておりますので、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは時間でもございますので、本日はこれをもって散会といたしたいと思っております。ご協力どうもありがとうございました。

午後 0時02分 閉会